

議案第85号

宝塚市自転車駐車場附置条例及び宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市自転車駐車場附置条例(昭和58年条例第23号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号に規定する営業を行うための施設をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>_____</u>当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例(平成15年条例第34号)新旧対照表  
(第2条関係)

現行	改正案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パチンコ店等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に規定する営業(まあじゃん屋を除く。)又は同項第8号に規定する営業を目的とする施設をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) パチンコ店等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に規定する営業(まあじゃん屋を除く。)又は同項第5号に規定する営業を目的とする施設をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>